

28川監公第9号

平成28年8月10日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成27年12月10日付け27川監公第13号で公表した定期監査及び同日付27川監公第14号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、川崎市長及び川崎市教育委員会教育長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 村 田 恭 輔

同 植 村 京 子

同 坂 本 茂

同 織 田 勝 久

28川総行革第264号

平成28年6月30日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様

同 植村 京子 様

同 坂本 茂 様

同 織田 勝久 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成27年12月10日付け27川監報第9号で提出のありました財政援助団体等監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

## 平成27年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

### 1 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

#### (1) 財務諸表を適正に作成すべきもの

##### [指摘の要旨]

財務諸表をみたところ、次のような事例があった。

市は、出資団体に対し、正確な財務諸表を作成するよう指導するとともに、適切な確認を行われたい。

##### ア 川崎市土地開発公社における事例

##### [指摘の要旨]

(ア) キャッシュ・フロー計算書の現金及び現金同等物について、期末残高と注記事項の金額が一致していなかった事例

(イ) キャッシュ・フロー計算書の作成に当たり、非現金収入の取扱いが統一されていなかった事例

(ウ) 貸借対照表の減価償却累計額には当期減価償却額を含んでいるが、附属明細表にある有形固定資産明細表の当期減価償却額の合計額には0円と記載されていた事例

##### [措置内容]

指摘事項については、再発防止策として、公社内部でのチェック体制の強化を図ることを確認するとともに、市側においても公社からの決算報告書の数値等について再確認することとしました。

現金及び現金同等物の期末残高と注記事項の金額の不一致については、誤って記載した金額を正しい金額に修正しました。

非現金収入については、その取り扱いに関する考え方を整理し、統一した考え方をもとに財務諸表の修正を行いました。

また、有形固定資産明細表については、当期減価償却額に記載漏れがあったため、正しい金額に修正しました。

今後も正確な財務諸表が作成されるよう、指導してまいります。

(川崎市土地開発公社)

(財政局資産管理部資産運用課)

#### イ 公益財団法人川崎市身体障害者協会における事例

[指摘の要旨]

(ア) 市が委託している重度障害者福祉タクシー事業について、総勘定元帳の誤記載により不正確な財務諸表が作成されていた事例

(イ) 前払金と立替金について、貸借対照表の金額と総勘定元帳の金額が一致していなかった事例

(ウ) 財務諸表に対する注記の「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」について、前年度の当期末残高が当年度の前期末残高と一致していなかった事例

(エ) 財務諸表に対する注記の「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」に受託事業が記載されていた事例

(オ) 財産目録及び財務諸表に対する注記の「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」と、固定資産台帳の数量及び金額が一致していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、正確な財務諸表を作成するよう指導し、平成27年度決算における対応について報告を受け、市側において確認を行いました。

総勘定元帳の誤記載については修正し、平成27年度決算書において適切に処理されていることを確認しました。

前払金と立替金については、会計ソフトを入れ替え、正しい金額が総勘定

元帳に記載されることを確認しました。

また、財務諸表に対する注記については、必要な注釈を加えることで不一致に対応していること、加えて、「公益法人会計基準」の運用指針に基づき、受託事業を記載していないことを確認しました。

今後も正確な財務諸表が作成されるよう、指導してまいります。

(公益財団法人川崎市身体障害者協会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

## (2) 規定を改めるべきもの

### [指摘の要旨]

川崎市土地開発公社の規定をみたところ、川崎市土地開発公社工事等指名業者選定要綱について、委員として定められている職が現存しないなど、規定の改正がされていないものがあつた。

このことについては、平成21年度財政援助団体等監査においても指摘を行ったところであり、改善措置がなされたものの、再度、組織体制と規定が合わない状態が生じていることから、市は、川崎市土地開発公社に対し、規定を適切に改正されるよう指導されたい。

### [措置内容]

指摘事項については、「川崎市土地開発公社規程集」全体を見直し、組織体制と規程との不整合がみられるものを洗い出すとともに、規程の条文なども検証するよう指導し、計14本の規程改正の実施を確認しました。

(川崎市土地開発公社)

(財政局資産管理部資産運用課)

## (3) その他改善を要するもの

ア 備品の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

備品の管理につき、備品の出納を記録する帳簿が整備されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、備品の出納が明確となるよう出納簿を整理するとともに、分類に基づいたシールを全ての備品に貼付しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(川崎市土地開発公社)

(財政局資産管理部資産運用課)

イ 行政財産使用許可申請を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

行政財産の使用許可の手続を経ずに、建物の一部に棚を設置し物置スペースとして使用していた事例及び土地の一部を駐車スペースとして使用していた事例

[措置内容]

指摘事項については、行政財産使用許可申請を行うよう指導し、法人から申請が行われ、市として許可しました。

今後は、適正な行政財産の管理に努めます。

(公益財団法人川崎市身体障害者協会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

2 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 音声ガイドの料金徴収に関する定めを明確にすべきもの

[指摘の要旨]

川崎市岡本太郎美術館では、展示等を解説する音声ガイドを利用者に貸し出

し、その際料金を徴収している。

音声ガイドの貸し出しは開館当初から行われているが、料金徴収に関する決裁資料等は残されておらず、また現時点において要綱等の定めはされていなかった。

市は、音声ガイドの料金徴収に関する定めを明確にされたい。

[措置内容]

指摘事項については、平成27年度、庁内決裁により音声ガイドの料金徴収に関する定めを明確にしました。

今後は、適正な事務手続に努めます。

(市民文化局市民文化振興室岡本太郎美術館)

## (2) 利用料金について市の承認を適切に受けるべきもの

[指摘の要旨]

利用料金の承認手続についてみたところ、次のような事例があった。

市は、利用料金の決定に関する事務を適正に行われたい。

[指摘の要旨]

ア 御幸日中活動センターにおいて、利用料金のうち食事の提供に要する費用について必要な手続がなされておらず、利用料金の額についての承認がされていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し必要な手続を行うよう指導し、法人から利用料金に関する申請を受け、市として承認しました。

今後は、利用料金の決定に関する事務の適正な実施に努めます。

(社会福祉法人県央福祉会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

[指摘の要旨]

イ 井田重度障害者等生活施設において、利用料金のうち食事の提供及び居住に要する費用について必要な手続がなされておらず、利用料金の額についての承認がされていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し必要な手続を行うよう指導し、法人から利用料金に関する申請を受け、市として承認しました。

今後は、利用料金の決定に関する事務の適正な実施に努めます。

(井田重度障害者等生活施設共同事業体)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

[指摘の要旨]

ウ 川崎市立多摩病院（以下「多摩病院」という。）において、利用料金の承認手続が遅延したことにより、後日、日付を遡って処理していた事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、改めて利用料金の承認手続を説明し、利用料金の事前申請が遅延しないよう指導しました。

今後は、適正な利用料金の承認手続に努めます。

(学校法人聖マリアンナ医科大学)

(病院局経営企画室)

[指摘の要旨]

エ 多摩病院において、利用料金のうち実費として徴収している業者登録手数料について必要な手続がなされておらず、利用料金としての承認がされていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、業者登録手数料と、指定管理者が医療関係業者から



徴収する入構証作成の実費を法的に整理し、事務の実施状況を年度毎に報告するよう指導しました。

今後は、適正な手続に努めます。

(学校法人聖マリアンナ医科大学)

(病院局経営企画室)

### (3) 収納事務を適正に行うべきもの

#### [指摘の要旨]

地方自治法第243条によると、普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならないとされている。地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条によると、普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができるとされており、当該事務を私人に委託したときは、その旨を告示しなければならないとされている。

川崎市緑ヶ丘霊園、川崎市早野聖地公園及び川崎市緑ヶ丘霊堂(以下「川崎市営霊園」という。)における使用料等の収納事務委託についてみたところ、次のような事例があった。

市は、使用料等の収納事務を適正に行われたい。

#### [指摘の要旨]

ア 指定管理者が、川崎市長名義の納入通知書及び督促状を、指定管理者名が併記された封筒により送付していた事例

#### [措置内容]

指摘事項については、封筒から指定管理者名を削除し、削除された封筒が

使用されていることを確認しました。

今後は、適正な収納事務の実施に努めます。

(川崎市営霊園パートナーズ)

(建設緑政局緑政部霊園事務所)

[指摘の要旨]

イ 指定管理者に委託している収納事務の内容に比べ、その旨の告示の内容が  
広範なものになっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、委託している業務の種類について「土地一時使用料」と明確に表記しました。

今後は、適正な収納事務の実施に努めます。

(建設緑政局緑政部霊園事務所)

[指摘の要旨]

ウ 手数料等の収納事務委託契約について、平成27年度の契約書に記載された引用条文が川崎市手数料条例（昭和25年条例第6号）の改正に対応していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、改正後の条文が記載された収納事務委託契約書により、指定管理者と平成28年度契約を締結しました。

今後は、適正な収納事務の実施に努めます。

(建設緑政局緑政部霊園事務所)

(4) 未収金管理を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市立多摩病院の管理運営に関する細目協定第8条によると、指定管理者

は、日々の調定状況について調定報告書を市に提出することとされており、市は、当該報告書に基づき調定を行い、未収金を計上することとされている。

市の会計事務についてみたところ、過年度の債権について市で把握している未収金残高と指定管理者で把握している未収金残高に差が生じている事例があった。

市は、指定管理者が把握している未収金残高との差を明らかにし、未収金管理を適切に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者が把握している未収金残高が相違ないことから、未収金残高の差額について平成28年度、過年度損益修正益として計上します。

今後は、適切な未収金管理に努めます。

(学校法人聖マリアンナ医科大学)

(病院局経営企画室)

(5) 指定管理業務と自主事業に係る収支を区分して報告すべきもの

[指摘の要旨]

川崎国際生田緑地ゴルフ場の管理及び運営に関する基本協定書第57条によると、指定管理者は施設の設置目的に合致し、かつ指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の費用と責任により、自主事業を実施することができることとされている。

川崎国際生田緑地ゴルフ場では、キャディ事業等を自主事業と位置づけて実施しているが、事業報告書の収支報告書において、指定管理業務に係る収支との区分がされていなかった。

事業報告における指定管理業務の収支に他の経費が含まれると、当該公の施

設の管理運営に係る経費を正確に把握することができないので、指定管理業務と自主事業の収支を適切に区分し、報告するよう改められたい。

[措置内容]

指摘事項については、収支報告書において指定管理業務と自主事業に係る収支を区分するよう指導し、適切に区分されていることを確認しました。

(東急リゾートサービス・石勝エクステリア共同事業体)

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

(6) 行政財産使用料の算定を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

病院局における行政財産使用料の算定方法は、川崎市病院局行政財産使用料算定要領において定められている。

平成27年度の多摩病院の現金自動預払機(ATM)設置に係る行政財産使用料についてみたところ、その算定を誤っていた。

行政財産使用料の算定について適正に行われたい。

このことについては、平成25年度定期監査においても指摘を行ったところであり、改善措置がなされたものの、その後の工事等による取得価額の変動に合わせた修正がされていなかったことから、改めて市として改善を徹底されたい。

[措置内容]

指摘事項については、平成27年度の行政財産使用料の算定を適正に行い、算定結果に基づき使用許可申請者に対し変更許可を行うとともに、差額について納入が行われたことを確認しました。

今後は、再発防止策として積算資料の取得価格への年度の明記を行うなど、適正な行政財産使用料の算定に努めます。

(病院局経営企画室)

(7) 決算関係書類の提出について見直すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市立多摩病院の管理運営に関する基本協定第29条では、指定管理者は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書に準じた決算関係書類を作成し、市に提出するものとされているが、提出されている書類は収益費用明細書のみであった。

学校法人会計基準では作成が義務付けられていない書類も含まれていることから、市は、決算関係書類の提出について見直されたい。

なお、固定資産明細書については、平成22年度財政援助団体等監査においても指摘を行ったところであり、改善措置がなされたものの、現在は提出がされていなかったことから、改めて市として改善を徹底されたい。

[措置内容]

指摘事項については、キャッシュ・フロー計算書を学校法人会計基準に基づく活動区分資金収支計算書、企業債明細書を学校法人会計基準に基づく借入金明細表とし、固定資産明細書と合わせて提出するよう指導しました。

今後は、適正な決算関係書類の提出に努めます。

(学校法人聖マリアンナ医科大学)

(病院局経営企画室)

(8) その他改善を要するもの

ア 収納事務受託者である旨の掲示を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市岡本太郎美術館において、観覧料等に関する収納事務委託について、

当年度の受託者であることを証する書類が掲示されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、受託者であることを証する書類を掲示するよう指導し、改善が図られたことを確認しました。

今後は、適正な事務の執行に努めます。

(生田緑地運営共同事業体)

(市民文化局市民文化振興室岡本太郎美術館)

イ 徴収事務委託の告示を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

多摩病院における手数料及び平成23年度までに発生した使用料に関する徴収事務委託について、手数料に関する告示が漏れていた事例

[措置内容]

指摘事項については、委託事務内容及び根拠法令について告示の訂正を行うとともに、訂正に基づく徴収事務受託者証の発行及び掲示を行いました。

今後は、適正な徴収に関する事務に努めます。

(学校法人聖マリアンナ医科大学)

(病院局経営企画室)

ウ 収支報告書を適正に作成すべきもの

[指摘の要旨]

生田緑地等の事業収支報告書について、委託費の内訳を誤っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、委託費の内訳について指定管理者に適切な記入を行うよう指導し、指定管理者から修正した収支報告書の提出を受け、その内容が適正であることを確認しました。

今後も適正な収支報告書が作成されるよう、指導してまいります。

(生田緑地運営共同事業体)

(市民文化局市民文化振興室岡本太郎美術館)

エ 基本協定において定められた市納付金の額を改めるべきもの

[指摘の要旨]

川崎国際生田緑地ゴルフ場において、消費税及び地方消費税増税に伴い基本協定で定める市納付金額を変更した際、年度協定で変更金額を定めたが、基本協定を改めていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、基本協定の記載を変更する変更協定を締結しました。

今後は、適正な事務の執行に努めます。

(東急リゾートサービス・石勝エクステリア共同事業体)

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

オ 指定管理施設の備品管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

(ア) 川崎市岡本太郎美術館において、既に廃棄された備品が、管理台帳に登載されていた事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し是正を指導し、備品等管理台帳の修正がなされたことを確認しました。

今後は、適正な事務の執行に努めます。

(生田緑地運営共同事業体)

(市民文化局市民文化振興室岡本太郎美術館)

[指摘の要旨]

(イ) 川崎市岡本太郎美術館及び川崎市緑ヶ丘霊園において、貸与していない備品が、管理台帳に登載されていた事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し是正を指導し、備品等管理台帳の修正がなされたことを確認しました。

今後は、適正な事務の執行に努めます。

(生田緑地運営共同事業体、川崎市営霊園パートナーズ)

(市民文化局市民文化振興室岡本太郎美術館、建設緑政局緑政部霊園事務所)

[指摘の要旨]

(ウ) 川崎国際生田緑地ゴルフ場において、使用不能な備品を貸与していた事例

[措置内容]

指摘事項については、使用不能な備品を廃棄し、平成28年度協定の貸与備品から削除しました。

今後は、適正な備品管理に努めます。

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

カ 都市公園法に基づく許可申請を行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎国際生田緑地ゴルフ場において、自動販売機の設置等に際し、仕様書に定める都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく許可申請を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、許可申請書を提出するよう指導し、指定管理者から提出を受け、許可を行いました。

(東急リゾートサービス・石勝エクステリア共同事業体)

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)



キ 行政財産使用許可申請を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市緑ヶ丘霊園及び川崎市早野聖地公園において、自動販売機の設置に際し、仕様書に定める行政財産使用許可申請を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者と協議を行い、協定書に、自動販売機の設置については指定管理業務であり、業務仕様書で定めている行政財産目的外使用許可を不要とする旨を追加しました。

(川崎市営霊園パートナーズ)

(建設緑政局緑政部霊園事務所)

ク 修繕等の年間限度額を定めるべきもの

[指摘の要旨]

川崎市営霊園において、仕様書中に協定書で定めるものとしている指定管理者が負担する施設の修繕及び備品の改修・更新に係る1年間の総額を定めていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者と協議を行い、年間限度額を定めた条項を追加した協定書を締結しました。

(川崎市営霊園パートナーズ)

(建設緑政局緑政部霊園事務所)

ケ 自主事業の承認を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市岡本太郎美術館における自主事業について、市が文書による決裁をしていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者から書面による自主事業に関する計画書の提出を受け、市として承認の手続を行いました。

今後は、適正な事務の執行に努めます。

(生田緑地運営共同事業体)

(市民文化局市民文化振興室岡本太郎美術館)

コ 業務の位置付けを明確にすべきもの

[指摘の要旨]

井田重度障害者等生活施設におけるテレビ、DVDプレイヤー等の貸し出しなどの業務が、協定書、仕様書等に定められておらず、業務の位置付けが不明確であった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し基本協定書に基づく必要な届出をするよう指導し、指定管理者から提出を受けました。

今後も基本協定等の規定を遵守するよう、指導してまいります。

(井田重度障害者等生活施設共同事業体)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

サ 事業報告書等を提出期限までに提出すべきもの

[指摘の要旨]

(ア) 川崎市視覚障害者情報文化センターにおける事業報告書が、基本協定書に定める期限後に提出されていた事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、基本協定書に基づき事業報告書を提出期限までに提出するよう指導し、平成27年度の事業報告書について、指定管理者から提出期限までに提出がなされました。

今後も、事業報告書の適切な提出について指導してまいります。

(社会福祉法人日本点字図書館)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

[指摘の要旨]

(イ) 川崎市こども文化センターにおける事業計画書が、基本協定書に定める期限後に提出されていた事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、事業計画書の内容を一部見直し、より事務の効率化を図ることとした上で、基本協定書に基づき事業計画書を提出期限までに提出するよう指導し、平成28年度の事業計画書について、指定管理者から提出期限までに提出がなされました。

今後も、事業計画書の提出について適切に指導してまいります。

(公益財団法人かわさき市民活動センター)

(こども未来局青少年支援室)

シ 施設等の利用に係る許可書を交付すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市視覚障害者情報文化センターの施設等の利用に際し、一部の利用者に許可書を交付していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し是正を指導し、提出された会場使用申請書兼許可書の受付欄及び承認欄に記載・押印したものの写しを申請者に対し交付することを確認しました。

今後も、適正な事務を行うよう指導してまいります。

(社会福祉法人日本点字図書館)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

28川教庶第426号

平成28年6月30日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様  
同 植村 京子 様  
同 坂本 茂 様  
同 織田 勝久 様

川崎市教育委員会教育長 渡邊 直美

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成27年12月10日付け27川監報第9号で報告の提出がありました財政援助団体等監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成27年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

1 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

○その他改善を要するもの

(1) 収納事務受託者である旨の掲示を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市立日本民家園において、観覧料等に関する収納事務委託について、当年度の受託者であることを証する書類が掲示されていなかった事例

[措置の内容]

指摘後速やかに、当年度の観覧料等収納事務受託者証を正門券売所に掲示しました。  
(生田緑地運営共同事業体)  
(教育委員会事務局日本民家園)

(2) 指定管理施設の備品管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市立日本民家園において、管理台帳に登載していない備品があった事例

[措置の内容]

指摘後ただちに調査を行い、生田緑地全体でⅡ種備品に該当する可能性のある備品を抽出しました。これらがⅡ種備品に該当するかどうか指定管理者と建設緑政局生田緑地整備事務所（指定管理取りまとめ課）で協議を行い、該当備品を備品管理台帳に登載の上、平成28年度協定書に添付しました。

(生田緑地運営共同事業体)

(教育委員会事務局日本民家園)

(3) 自主事業の承認を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市立日本民家園における自主事業について、市が文書による決裁をしていなかった事例

[措置の内容]

指定管理者の自主事業については、指定管理者の回議書を合議することにより承認を行うこととしておりますが、御指摘の事業についてはこれが行われていませんでした。当該事業については、事後となりますが、指摘後に指定管理者が書類を作成して回議を行い、文書による承認を行いました。

(生田緑地運営共同事業体)

(教育委員会事務局日本民家園)

(4) 要領を条例等の改正に対応させるべきもの

[指摘の要旨]

川崎市立日本民家園において、日本民家園主催事業実施に伴う無料開園日等に関する取扱要領にある引用条文が川崎市立日本民家園条例（昭和42年条例第19号）等の改正に対応していなかった事例

[措置の内容]

27川教民第122号（平成28年1月8日教育長決裁）により、「日本民家園主催事業実施に伴う無料開園日等に関する取扱要領」を改正しました。

(教育委員会事務局日本民家園)